

青森県報

号外第二十四号

令和六年
三月二十九日
(金曜日)

目次

教育委員会

- 青森県三内丸山遺跡センター規則の一部を改正する規則… (文化課) …… 一
- 障害に関する用語の表記の整理に関する規則… (職員福利課) …… 一
- 青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則… (健康課) …… 二
- 青森県立学校学則の一部を改正する規則… (教職員課) …… 二
- 青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令… (職員福利課) …… 四
- 青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令… (同) …… 四
- 青森県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (スポーツ健康課) …… 四

教育委員会

青森県三内丸山遺跡センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第二号

青森県三内丸山遺跡センター規則の一部を改正する規則

青森県三内丸山遺跡センター規則(平成三十年十月青森県教育委員会規則第八号)

の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「関すること。(遺跡及び県外に所在する資産に関するものを除く。)」を「関すること(遺跡及び県外に所在する資産に関するものを除く。)」に改める。

第六条第一項中「センター」の下に「(青森市柳川二丁目に所在する施設(以下「情報発信施設」という。)を除く。次条において同じ。)」を加え、同条第二項中「前項の規定にかかわらず」を削り、「ときは」の下に「前項の」を加え、同条に次の一項を加える。

3 情報発信施設の開所時間は、所長が別に定める。

第七条第一項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2 情報発信施設の休所日は、次のとおりとする。

一年末年始 十二月三十日、十二月三十一日及び一月一日

二 所内整理日 年間十日以内

第七条に次の一項を加える。

3 所長は、必要と認めるときは、前二項の休所日に開所し、又は同項の休所日以外の日に休所することができる。

第十条第一項第四号中「当該障害者」を「当該障がい者」に改め、同項第五号中「療育手帳の交付を受けている知的障害者」を「知事が交付する療育手帳(他の地方公共団体の長が交付するものを含む。)」の交付を受けている者」に、「当該障害者」を「当該障がい者」に改める。

附則第二項中「第六条第二項、第七条」を「第六条、第七条第三項」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月二十六日から施行する。ただし、第十条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

障害に関する用語の表記の整理に関する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第三号

障害に関する用語の表記の整理に関する規則

(青森県立郷土館規則の一部改正)

第一条 青森県立郷土館規則(昭和四十八年三月青森県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第四号中「当該障害者」を「当該障がい者」に改め、同項第五号中「療育手帳の交付を受けている知的障害者」を「知事が交付する療育手帳(他の地方公共団体の長が交付するものを含む。)の交付を受けている者」に、「当該障害者」を「当該障がい者」に改める。

(青森県教育支援委員会の設置等に関する規則の一部改正)

第二条 青森県教育支援委員会の設置等に関する規則(昭和四十九年七月青森県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「障害」を「障がい」に改める。

(青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部改正)

第三条 青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則(昭和五十年三月青森県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「心身障害」を「心身障がい」に改める。

(青森県営スケート場規則及び青森県武道館規則の一部改正)

第四条 次に掲げる規則の規定中「療育手帳の交付を受けている知的障害者」を「知事が交付する療育手帳(他の地方公共団体の長が交付するものを含む。)の交付を受けている者」に改める。

一 青森県営スケート場規則(昭和六十年十月青森県教育委員会規則第八号) 第四条第三号

二 青森県武道館規則(平成十二年四月青森県教育委員会規則第二十八号) 第五条第三号

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規

則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第四号

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則(昭和三十八年七月青森県教育委員会規則第七号)の一部を改正する規則を次のように定める。

第二条第二項を削り、同条第三項中「第一項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第三条第二項」を「次条第二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第五条第一項中「あつては」を「あつては」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

青森県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第五号

青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則(昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一青森県立青森南高等学校の項中「外国語科」を「グローバル探究科」に改

め、同表青森県立柏木農業高等学校の項中

食品科学科	生活科学科
を	
食品科学科	
に改	

め、同表青森県立青森工業高等学校の項中

定時制の課程	全日制の課程					
工業技術科	都市環境科	建築科	情報技術科	電子科	電気科	機械科
三年以上	三年					

を

全日制の課程					
都市環境科	建築科	情報技術科	電子科	電気科	機械科
三年					

に改め、同表青森県立弘前工業高等学

校の項中

定時制の課程	全日制の課程					
工業技術科	建築科	土木科	情報技術科	電子科	電気科	機械科
三年以上	三年					

を

の項中

全日制の課程					
建築科	土木科	情報技術科	電子科	電気科	機械科
三年					

に改め、同表青森県立八戸工業高等学校

定時制の課程	全日制の課程					
工業技術科	材料技術科	建築科	土木科	電子科	電気科	機械科
三年以上	三年					

を

全日制の課程					
材料技術科	建築科	土木科	電子科	電気科	機械科
三年					

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 青森県立青森南高等学校の外国語科及び青森県立柏木農業高等学校の生活科学科は、改正後の青森県立学校則別表第一の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

青森県教育委員会訓令甲第一号

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

青森県教育委員会

序 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会専決代決規程（昭和三十七年四月青森県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「グループマネージャー」の下に「教育政策課学校の幸せ推進室長、」を加える。

別表第七第五号中「及び学校薬剤師並びに」を「、学校薬剤師、産業医及び」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第二号

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

青森県教育委員会

序 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会文書取扱規程（平成二十五年九月青森県教育委員会訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号イ中「第二十八条第四項第二号」を「第二十八条第四項第一号」に改める。

第七十七条中「及び」を「並びに」に改め、「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」の下に「及び青森県個人情報の保護に関する条例（令和五年三月青森県条例第三号）」を加える。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第三号

青森県立学校職員安全管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

青森県教育委員会

各 県 立 学 校

青森県立学校職員安全管理規程の一部を改正する訓令

青森県立学校職員安全管理規程（平成九年三月青森県教育委員会訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

（産業医）

第十条 学校に産業医を置く。

2 校長は、当該学校に係る産業医の業務に関する次に掲げる事項を、常時職場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること等の方法により、職員に周知しなければならない。

一 産業医の業務の具体的な内容

二 産業医に対する健康相談の申出の方法

三 産業医による職員の心身の状態に関する情報の取扱いの方法

第二十七条を第二十八条とし、第二十六条を第二十七条とし、第二十五条を第二十

六条とする。

第二十四条中「健康管理医」を「産業医」に改め、第五章中同条を第二十五条とする。

第二十三条中「健康管理医」を「産業医」に改め、第四章中同条を第二十四条とし、第十九条から第二十二條までを一条ずつ繰り下げ、第三章中第十八条を第十九条とする。

第十七条中「健康管理医」を「産業医」に改め、同条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第二章中第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とする。

第十三条第一項第三号中「健康管理医」を「産業医」に改め、同条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

(産業医の職務等)

第十一条 産業医は、その置かれている学校の職員に係る次に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものを行わなければならない。

一 健康診断の結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

二 法第六十六条の八第一項及び第六十六条の八の二第一項に規定する面接指導並びに法第六十六条の九に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

三 作業環境の維持管理に関すること。

四 作業の管理に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。

六 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。

七 衛生教育に関すること。

八 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

2 産業医は、前項各号に掲げる事項について、校長に対して勧告し、若しくは意見を述べ、又は衛生管理者若しくは衛生推進者に対して指導し、若しくは助言することができる。

3 産業医は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告の内容について、校長の意見を求めなければならない。

4 産業医は、第一項各号に掲げる事項を実施するために必要な情報を職員から収集することができる。

5 産業医は、第一項各号に掲げる事項を実施する場合において、職員の健康を確保するため緊急の必要があるときは、職員に対して必要な措置をとるべきことを指示することができる。

6 産業医は、職場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

7 産業医は、第十三条第一項に規定する衛生委員会に対して職員の健康を確保する観点から必要な調査審議を求めることができる。

別表中「(第二十三条関係)」を「(第二十四条関係)」に改める。

第二号様式中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」に、「第11条第3項」を「第12条第3項」に改める。

第三号様式中「(第15条関係)」を「(第16条関係)」に、「第15条第3項」を「第16条第3項」に改める。

第四号様式及び第五号様式中「(第24条関係)」を「(第25条関係)」に、「(第24条関係)」を「(第25条関係)」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭